

「区民等の意見提出手続」の結果報告書

- 1 政策等の題名 「第10次杉並区交通安全計画」策定
- 2 案の公表の日 平成28年8月11日
- 3 意見提出期間 平成28年8月11日から平成28年9月12日
- 4 意見提出実績 総数8件（個人8件、団体0件）延べ19項目
 持参 2件
 FAX 1件
 ホームページ 5件

5 お寄せいただいたご意見の概要と区及び交通安全協議会の考え方

No.	項目	意見の概要	区及び交通安全協議会の考え方
1	計画全体への意見	「第10次杉並区交通安全計画」は国や東京都の計画を基本としているが、杉並区独自の具体的で実効性のある交通安全対策を実施してほしい。	「交通安全対策基本法」第26条に基づき、国や東京都の計画を基本としながら、区独自の夜間の自転車講習会の実施や親子向けの体験型交通安全教室の開催など関係機関と連携しながら各種交通安全対策を推進します。
2		協議会形式で取り組みを推進するのは分かるが、全部が別組織の縦割りになっていて計画全体に対して責任を負う部署がどこなのかわからないので、取りまとめる部署を計画に明記してもらいたい。	本計画の取組については、交通安全協議会を構成する関係機関が、交通安全協議会で協議を重ね、それぞれの責任において実施する取組を計画化したものであり、計画全体に対しての責任を、ひとつの部署が負うことは困難なため、取組の実施主体を計画に明記しています。 一方で、取組の効果や進捗等を把握することは必要であるため、本計画に「取組の推進体制と進捗状況等の把握」の章を新たに設け、進捗状況調査等を交通安全協議会の事務局である区・交通対策課が実施し、計画の実効性の確保に努めることとしています。

No.	項目	意見の概要	区及び交通安全協議会の考え方
3	計画全体への意見	協議会で議論されたことは情報公開される仕組みになっているのか。公開の原則を計画に明記してもらいたい。	<p>協議会の情報の公開については、資料を求められた場合、公開の原則に基づき事案に応じて協議会の事務局である区・交通対策課から提供することは可能です。</p> <p>本計画は人命尊重の理念に立って、交通事故死傷者を根絶すること等を目的として各関係機関が実施する取組を掲げているもので、交通安全協議会の運営に関する事項を記載する考えはありません。</p>
4		交通安全に関する区民の意見を直接吸い上げ協議会に諮る仕組みを計画に組み込んでもらいたい。	交通安全に関する意見や要望に関しては、その意見等の内容を所管する関係機関がそれぞれ対応し、交通事故等の実態や皆様からの意見の内容も踏まえ検討した取組を計画化することとしています。
5		警察や区役所など管轄ごとの縦割りでなく、区民が意見を言いやすい場として陳情先を区役所に一本化してほしい。	区が、交通安全の取組に係る全ての意見・要望を一元的に受付することは困難です。

No.	項目	意見の概要	区及び交通安全協議会の考え方
6	計画全体への意見	<p>第1次交通安全計画策定年度の昭和46年からの事故件数や課題の推移はどのようなものか。</p>	<p>昭和46年杉並区内の事故件数は2,205件発生しており、死者数は21件でした。当時は経済成長や産業発展に伴い、事業用車両や自家用車の所有が増え、交通量が増えたことによる幹線道路での事故や渋滞を避けて裏通りに流入した車両が引き起こす事故が課題となっていました。</p> <p>事故件数は減少を続け、昭和54年には994件まで減少しました。事故件数は昭和55年以降増減を繰り返しながらも増え続け、平成12年にはピークとなる3,551件となりました。</p> <p>平成12年以降事故件数は概ね減少傾向にあり、平成27年には事故件数は1,449件、死亡事故7件となっています。事故件数は大きく減少していますが、死亡事故件数ゼロの未達成や都内平均よりも高い自転車の交通事故関与件数、他の年齢層と比較して高い高齢者の死亡・重傷事故件数、二輪車死亡・重傷事故件数が課題となっています。</p>
7	道路整備分野への意見	<p>車椅子で外出する際、歩道の段差や傾斜がきつく、転倒しかけたり、電柱が邪魔でやむなく車道に出て迂回するなど、危険な道路があるので、安心して車椅子やベビーカーが通行できる環境に整備してほしい。</p>	<p>杉並区では、誰もがどこでも自由に移動でき自立した生活ができる生活環境整備を目指し、区、国、東京都や交通事業者等の関係機関が相互に連携し、歩行者や車椅子の方等が安心して通行できる環境の整備に努めてきました。</p>
8		<p>高齢化社会に伴い、車椅子やシニアカーが安全に通れる歩道確保や自転車道の整備を行ってほしい。また歩道上の安全確保対策として、電柱の撤去（地中化）も推進してほしい。</p>	<p>今後とも、関係機関の連携の下、道路の段差解消等を更に推進するとともに、電線類の地中化や自転車走行空間の整備についても検討を進め、安全・安心な通行空間の確保に努めていきます。</p>

No.	項目	意見の概要	区及び交通安全協議会の考え方
9	道路整備分野への意見	一部の地域で設置されているLED照明は原理的に点光源のため従来の照明よりもまぶしく感じることや、照らす範囲が狭いため、コントラストが強すぎて見にくくなることもあるので、道路照明の器具選定の際は十分な検討をしてほしい。	道路照明の整備に当たっては、道路の状況に即した道路照明機器の選定を進めていきます。
10		学校付近では標識だけでなく、ポラードやハンプ等の設置を検討してほしい。	児童・生徒が安全に通行できるように、危険箇所の把握や情報共有を図りながら、関係機関が相互に連携し、安全で安心な歩行空間の確保に努めます。
11		通学路はガードレールのある道路だからと選定するのではなく、交通量の少ない道路を選ぶべきである。また、ガードレールを設置するのであれば両側に設置し、中央ラインの消去や一方通行化等の歩行者の安全対策を優先的に図るべき。	また、地域の実情を踏まえ、関係機関と合同で定期的な通学路の安全点検を実施するとともに、通学路においての警察による街頭指導等、児童・生徒の交通事故防止のために様々な対策を図ります。
12		住宅の敷地からはみ出ている樹木が道路の見通しを悪くし思わぬ事故につながりかねないので、対策を考えてほしい。	交通の支障となるような公道にはみ出した樹木等については、所有者に対し、剪定などの適正な管理を指導します。
13		<p>実際に事故が多発している地点への対策があまり見えてこないので、事故が多発する箇所の問題に対処することで事故件数が減らせるはずである。</p> <p>単に事故多発箇所に看板を設置するだけでは対策にならないので、各関係機関と連携して取り組んでもらいたい。</p>	実際に事故が多発している箇所については、現場検証を行い、より効果的な交通安全対策を図ります。また、各関係機関と連携し、新たな交通規制の実施、啓発キャンペーンを行うなど、地域の実情に応じた対策を推進します。

No.	項目	意見の概要	区及び交通安全協議会の考え方
14	交通安全教育分野への意見	自転車の逆走行為（右側通行）が非常に多く、出合い頭の事故等思わぬ事故を招くので、地域の講習会において右側通行の危険性を周知徹底してほしい。	小・中学校における自転車安全利用講習会や区民向け自転車講習会において交通ルールや危険な運転が引き起こす事故の事例等を周知し、交通事故防止を図ります。 また、自転車の左側通行を徹底させるため、自転車走行空間の整備について検討を進めます。
15		大人が平気で逆走等の違反をしているので、周りの子どもに悪影響であるから正しい乗り方を徹底させてほしい。	
16		安全パトロール隊が信号無視や夜間無灯火、逆走、傘差し運転、携帯電話を使用しながらの運転、また自動車のブレーキランプ、車幅燈棟の整備不良を見かけた際には拡声器をしようして注意指導をしてはどうか。	安全パトロール隊による区内巡回時に交通法規に違反する自転車運転者に対して、状況に応じて注意喚起等を行っています。 今後も日々の声かけ等を通じて自転車利用者のルール遵守・モラル向上を図ります。 また、区内各警察による取り締まりを区内各所で実施します。
17		駐車監視員のような組織を自転車の違反对策員として活用してほしい。	
18		自転車の安全性向上はよいことであるが、人の努力に頼るのは限界があるので、夜間無灯火は自動点灯するライトで解決できるように、技術で解決できるところは区が安全性の高い自転車を推奨するなど技術的な支援を考えてもいいのではないか。	区が技術的な検証をすることはできないため、特定の製品を推奨することはできません。

No.	項目	意見の概要	区及び交通安全協議会の考え方
19	交通安全教育分野への意見	<p>交通事故を減らすためには事故を起こしたら「どうなるのか」を十分周知する必要がある。</p> <p>報道等では事故が発生した情報は入手できるが、事故を起こした当事者のその後を知ることによって、安易な気持ちで運転する人を減らせると考える。</p>	<p>小・中学校における自転車安全利用実技講習会の際に現役警察官からの実際の事故の事例の紹介を行うこと によって児童・生徒が交通安全に関心を持つように啓発に努めます。</p> <p>また、区民向けに行っている自転車講習会では実際の事故に基づいた再現DVDを教材として放映し、加害者や被害者がその後どうなったのかを紹介することで交通事故の悲惨さを伝え、区民自ら事故に「遭わない・起こさない」の意識を持つよう啓発に努めます。</p>

上記の提出された意見は本計画の取組を実施するに際しての要望や杉並区交通安全協議会（以下「協議会」という。）の運営に関するもの等であるため、本計画の実施及び協議会の運営に当たり参考にするものとして、提出された意見等に基づく修正は行わないこととする。

6 問い合わせ先 都市整備部交通対策課交通対策係 電話 03-3312-2111（代表）